

当日の投票が困難な人は



体が不自由で字を書くことができない人は、申し出により投票所の係員が代わって記載し投票できます。また、目の不自由な人は、点字で投票できます。

代理投票と点字投票

投票日に仕事や旅行などで投票に行くことができない場合は、期日前投票ができます。入場券を持参して、近くの期日前投票所にお越しください。

市役所市民ホール 4月4日(土)から11日(土)までの午前8時30分～午後8時

白沢町利根町振興局ロビー 4月6日(月)から11日(土)までの午前8時30分～午後8時

期日前投票

不在者投票

■他市町村に滞在している人

投票の資格があり他市町村に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会を通じて不在者投票ができます。

■指定施設での不在者投票

県選挙管理委員会指定の施設(沼田病院、利根中央病院、内田病院、沼田脳神経外科循環器科病院、大誠苑、恵寿の園、介護老人保健施設とね、愛宕老人ホーム、花の苑、ゆうハイムくやはら、特別養護老人ホームくやはら、沼田警察署)に入院・入所している人は、要件を満たせば各施設内で不在者投票ができます。

■郵便等による不在者投票

体が不自由で投票所に行けない人のうち、自ら投票の記載ができる人は郵便等による不在者投票ができます。対象者は右表のとおりです。

※4月8日(水)までに選挙管理委員会に投票用紙などを請求する必要があります

障害名	障害の程度			戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				介護保険の被保険者証	要介護区分
	1級	2級	3級			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○		戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○		介護保険の被保険者証	要介護5
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○		○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○		
肝臓、免疫の障害	○	○	○								

■郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票ができる人で、かつ自ら投票の記載ができないと定められた人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人による代理記載をすることができます。対象者は右表のとおりです。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		1級			特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障害	○		上肢、視覚の障害	○	○	○

出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届け出をする人へお願い

来年度は、5年に1度の国勢調査が行われます。期間中に調査対象(出生、死亡、死産、婚姻、離婚)の届け出をする場合、併せて職業の記入(死亡届には産業も記入)をお願いします。調査で使用する情報は、統計法により厳しく守られていますので、窓口に設置の記入例「職業・産業例示表」を参考の上、安心してご記入ください。

問い合わせ 市民課市民戸籍係 ☎内線3123へ



▶ **調査期間**
4月1日(水)～来年3月31日(木)

▶ **調査対象**
出生、死亡、死産
婚姻、離婚の届け出

■記入参考例

職業	記入例
医師、教員	専門・技術職
一般事務員	事務職
販売店員、営業職従事者	販売職
美容師、ホームヘルパー	サービス職

告示日 4月3日(金) 群馬県議会議員選挙

投票日 4月12日(日)
沼田市選挙区 定数1

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎内線3217



群馬県議会議員選挙が4月3日(金)告示、4月12日(日)投票日の日程で行われます。この選挙は、今後の県政の方向性を決める大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

投票時間と投票所

投票時間 午前7時～午後7時
(平川集落センターと根利集会所は午後6時まで)

投票所 市内35カ所

投票できる人

日本国籍を有し、次の要件を全て満たす人。
▼平成7年4月13日以前に生まれた人
▼今年の1月2日以前から本市の住民基本台帳に引き続き記録されている人
▼選挙人名簿登録されている人

住所を移した人

■市内で住所を移した人
3月18日以降に転居の届け出をした人は、転居前の投票所で投票してください。

■県内から転入した人
県内の他市町村から1月3日以降に転入した人は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票することができます。投票には、引き続き住所を有する証明書、または住

民票の写しが必要です。

■県外へ転出した人

本市の選挙人名簿に登録されている人で本市から転出し、転出先での住民登録期間が3カ月未満の人は、引き続き住所を有する証明書、または住民票の写しを提示すれば転出前の投票所で投票できます。

※転出先の市町村で不在者投票をすることもできます

■県外へ転出した人

投票日まで他の都道府県へ転出した人は、投票することができません。

投票所入場券

世帯ごとに4人までを1組にした投票所入場券を郵送します。有権者が5人以上の世帯には、複数の封筒が郵送されます。入場券が届かないときや紛失した場合でも、本人確認ができれば投票できますので、投票所係員に申し出てください。

選挙公報

候補者の氏名や経歴、政見などを掲載した選挙公報を新聞折り込みで各世帯に配布する予定です。

開票

開票は投票日の午後8時15分から沼田小学校屋内運動場で行います。投票状況と開票結果は、随時市ホームページに掲載します。

インターネット等を利用した選挙運動

■有権者
有権者はウェブサイト(ホームページ)やブログ、ツイッター、フェイスブック、動画共有サービス、動画中継サイトなどを利用した選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

■候補者や政党など
候補者や政党などは、ウェブサイトや電子メールを利用した選挙運動ができます。

告示日 4月19日(日) / 投票日 4月26日(日)

沼田市議会議員選挙(定数20)

■立候補予定者等説明会

とき 3月13日(金)午後2時
ところ 市役所北庁舎3階第二・三会議室
※出席者は各陣営3人以内でお願いします

■立候補届出書類事前審査

とき 3月26日(木)、27日(金)の各日午前8時30分～午後5時
ところ 市役所北庁舎3階第三会議室

その他
ウェブサイトなどには、電子メールアドレスを表示することが義務付けられています。また、選挙運動は告示日から投票日の前日までしか行えず、未成年者は選挙運動ができません。